

印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム「よしきり」就業規則

昭和57年 4 月 1 日
規 則 第 2 号

改正 昭和58年1月11日 規則第1号 平成19年6月18日 規則第8号
平成 2 年7月20日 規則第1号
平成 5 年8月10日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム設置条例(昭和53年条例第2号)第2条の規定による印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホームよしきり(以下「ホーム」という。)の職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規則において職員とは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項の規定による職員でホームに勤務する者をいう。

(サービスの根本基準)

第3条 職員は老人福祉法の基本的理念を自覚し法令、条例、規則、その他の規程を尊重し上司の職務上の命令に従い誠実に職務を行わなければならない。

(出勤簿の押印)

第4条 職員は定刻までに出勤し自ら出勤簿に押印しなければならない。

(離席の制限等)

第5条 職員はみだりに欠勤、遅刻あるいは早退し又は上司の許可を得ないで勤務場所を離れ若しくは勤務時間を変更し職務を交換してはならない。

(勤務時間)

第6条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を通じ1週間当たり40時間とする。

2 勤務時間の内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 厨房職員

ア 早番 午前7時から午後4時まで

イ 遅番 午前9時から午後6時まで

ウ 半日勤務 4時間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員

ア 午前8時30分から午後5時30分まで

3 職員の毎月の勤務割当は、前月 2 5 日までに所長が定めるものとする。

(休憩時間)

第7条 職員の休憩時間は次の各号の定めるところによる。

(1) 勤務時間が6時間を越える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を与えるものとする。

(2) 前号の休憩時間の時刻は別に定める。

(当直)

第8条 所長は入所者からの相談、設備の監視、保全、文書の収受、その他の連絡の任にあてるため職員等に交替で当直をさせるものとする。

2 当直勤務の時間は午後5時30分から翌日の午後8時30分までとする。

3 前項の当直割当は別に定める。

(休日及び休日の振替)

第9条 職員の休日は日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日とする。

2 業務の特殊性から前項の休日を他の日と振替えることができる。

3 前項の振替は別に定める。

(組合条例規則の適用)

第10条 この規則で定めるもののほか、職員の給与、その他の勤務条件は法令に特別の定めるがあるものを除き印旛郡市広域市町村圏事務組合の関係条例及び規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月11日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則(平成2年7月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用する。

附 則(平成5年8月10日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム「よしきり」就業規則の規定は、平成5年8月1日から適用する。

付 則(平成19年6月18日規則第8号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。